

## 5. 行政権限の行使

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中でも最も難しい課題の一つであり、高齢者の安全確保ができない場合は、立入調査ややむを得ない事由による措置の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対応する必要があります。

### ① 関わりのある機関からのアプローチ

当該高齢者が介護保険サービス等を利用している場合、あるいは市高齢福祉課及び地域包括支援センター等の関わりがある場合には、介護支援専門員や介護サービス事業所職員などから養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の介護サービスが利用できるなどの情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

### ② 医療機関への一時入院

高齢者に外傷や疾病がある、体力の低下などが疑われる場合には、協力が得られやすい医師や医療機関に協力を仰いで検査入院等の措置をとり、次の対応を検討することが良いこともあります。また、高齢者と養護者を一時的に分離させることで、養護者等への支援も行いやすくなります。

### ③ 親族、知人、地域関係者等からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合には、それらの人に養護者の相談に乗ってもらいながら、高齢者や養護者等の状況確認や高齢者虐待対応窓口へのつなぎをしてもらうなどの方法も考えられます。

## (1) 立入調査について

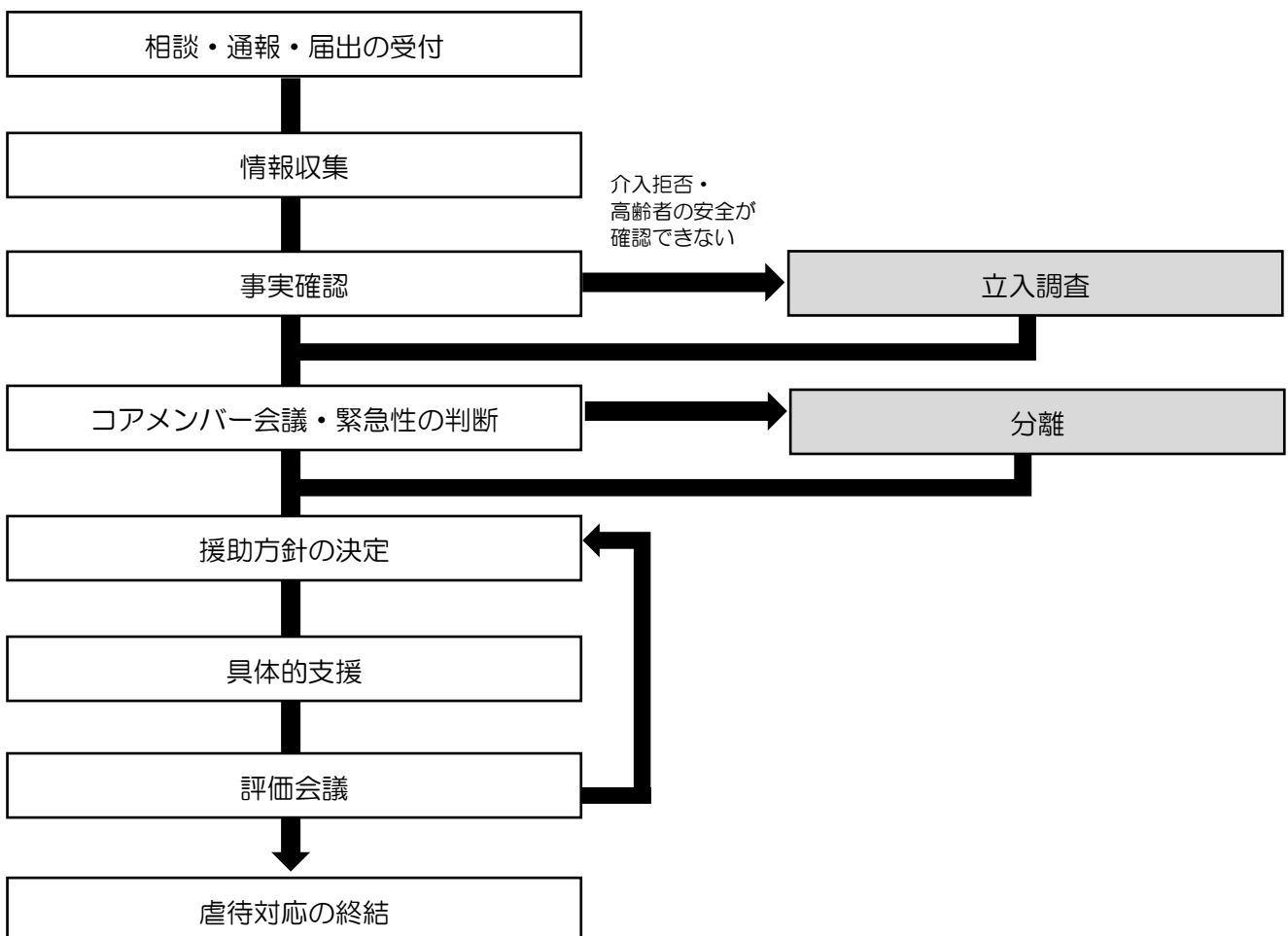
### 立入調査の概要

立入調査は、他の方法を用いても高齢者の生命・身体の安全が確認できない際に、市が権限として実施します。

#### 立入調査を実施するうえでのポイント

- 情報収集や事実確認調査により高齢者の生命・身体の安全が確認できない場合に立ち入り調査を実施する。
- 立入調査の実施の要否については、組織的に判断し、判断根拠を記録する。
- 立入調査を実施する際に、できることできないことを把握したうえで対応する。
- 立入調査を実施する際に危険性を想定し、必要であれば警察に協力を依頼する。
- 高齢者の身体に危険が想定される場合は医療職の同行を検討する。

### 立入調査のフロー図



## 立入調査の法的根拠

高齢者虐待防止法第 11 条により、立入調査の実施が規定されています。

### 高齢者虐待防止法（立入調査）

第 11 条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第 115 条の 39 第 2 項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所または居所に立入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 立入調査は、高齢者の身体の安全を早急に確認する必要があるとはいえ、行政の強い権限として実施することから、実施の判断根拠、組織内の決定のプロセス等を記録として残しておく必要があります。
- なお、高齢者虐待防止法に基づく調査又は質問は、鍵をはずしたり、ドアを壊したりして居室に入ることまでは認められるものではありません。  
そのため、養護者が不在により立入調査の実施が困難と想定される場合等は、中にいる高齢者にドアのかぎを開けてもらったり、養護者に居所への出入りが許可されているほかの親族に立会いを求めたりすることで立入調査を実施します。
- 様々な要因を考え、立入の要件に当てはまらないから立ち入ることができず、高齢者の保護ができなくても仕方ないと諦めるのではなく、場合によっては、法律の一般概念として、入室を拒否されている場合の立入が、緊急行為に基づいた行為として判断されることもあります。それは、居宅内で緊急性が高く、危険な状況が発生しているにもかかわらず、親族が入室を拒んでおり、このままでは中にいる高齢者が亡くなってしまうということが想定されるような場合です。ただし、正当な法律行為であったかどうかは、裁判所が判断するため、対応する職員が法律的なことを考慮し、判断をします。
- 養護者による高齢者虐待の通報を受け、市が行う立入調査を、養護者が拒否した場合、高齢者虐待防止法第 30 条により、罰則が設けられています。

### 高齢者虐待防止法（罰則）

第 30 条 正当な理由がなく、第 11 条第 1 項の規定による立ち入り調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は 30 万以下の罰金に処する。

## 立入調査の要否の判断

- 高齢者虐待防止法第11条では、立入調査は、「養護者による高齢者虐待により高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき」に実施することができるかとされています。
- 立入調査を行う際には、他の方法をとっても高齢者の安全確認ができない場合となるため、家庭を訪問した日時に高齢者本人に会うことができなかった結果、他の家族・知人を介した情報収集の状況、医療機関・介護サービス事業所から情報収集の状況等を記録に残し、その記録を根拠として行政判断することが重要です。  
(例：○年○月○日○時○分 △職員が□氏居宅を訪問するが、不在のため、高齢者、養護者ともに面会できず。等)
- 「高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れ」は、厚生労働省のマニュアルでは、立入調査が必要とされる状況の例として次の例が挙げられます。

### 立入調査が必要と判断される状況の例

- 高齢者の姿が長期にわたって確認されず、また訪問に応じないなど、接近する手掛かりを得ることが困難と判断されたとき。
- 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されたとき。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにも関わらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 高齢者の不自然な姿、ケガ、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れて帰り、屋内に引き籠っているようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

## 立入調査を行う職員

- 立入調査の実施は、市町村の職員及び市町村直営の地域包括支援センター職員のみとされています。
- ※ 高齢者虐待防止法第 17 条による委託の地域包括支援センターの業務として事実確認調査に係る高齢者の安全の確認は該当しますが、立入調査は該当しません。

### 高齢者虐待防止法（事務の委託）

第 17 条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第 6 条の規定による相談、指導及び助言、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報または第 9 条の第 1 項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報または届出に係る事実の確認のための措置並びに第 14 条第 1 項の規定による養護者の負担軽減のための措置に関する事務の全部または一部を委託することができる。

- 高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている恐れがあることから、市職員でない医師等の同行が必要と考えられる場合は、医師の単独での立入りは認められませんが、立入調査を行う市職員に随行という形式をとり、高齢者の診察を行ってもらうことは可能です。
- 立入調査を行う職員は、市長名により作成した身分証明書を携帯します。

### 高齢者虐待防止法（立入調査）

第 11 条 2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

- 立入調査は、相手のプライバシーや生活を脅かすことですので、立入調査が高齢者虐待防止法に基づくものであることを明確に示すとともに、市長名で発行される身分証明書を携帯し、相手からの求めに応じ、提示しなければなりません。

【参考】身分証明書（例）

（表）

|                                                                                 |          |
|---------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 証 票                                                                             |          |
| 第 号                                                                             | 年 月 日 交付 |
| 所 属<br>氏 名                                                                      |          |
| <p>上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 11 条の<br/>規定による立入調査を行う職員であることを証明する。</p> |          |
| 下野市長 ○○○○ 市長印                                                                   |          |

（裏）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届け出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命または身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所または居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項に規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（日本工業規格 A 列 7 番）

## 警察との連携

- 立入調査を実施する際には、必要に応じて、警察署長に援助を求めることができます。
- 警察署長の援助は立入調査を実施する際に、高齢者の安全や、立入調査を行う市及び地域包括支援センターの職員の安全を図るためのものです。そのため、警察官の同行があったとしても、立入調査を実施するのは市職員の役割となります。
- 養護者が立入調査を妨害するため、暴力や脅迫等により高齢者や市職員等に加害行為が行われようとした場合には、警察官は警察官職務執行法に基づき、警告を発することや、急を要する場合は行為を制止することができ、制止の際には、住居に立ち入ることができます。
- 警察署への援助申請後、立入調査に同行する警察官と高齢者や養護者の状況を情報共有するとともに、立入調査時の役割分担、緊急時の対応手順などを事前に調整しておくことが必要です。

### 高齢者虐待防止法（警察署長に対する援助申請等）

第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問させようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所または居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命または身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の遂行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるように努めなければならない。

### 警察官職務執行法（犯罪の予防及び制止）

第5条 警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、または財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

（立入）

第6条 警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

2 興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の来集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当な理由なくして、これを拒むことができない。

## 警察官職務執行法（犯罪の予防及び制止）

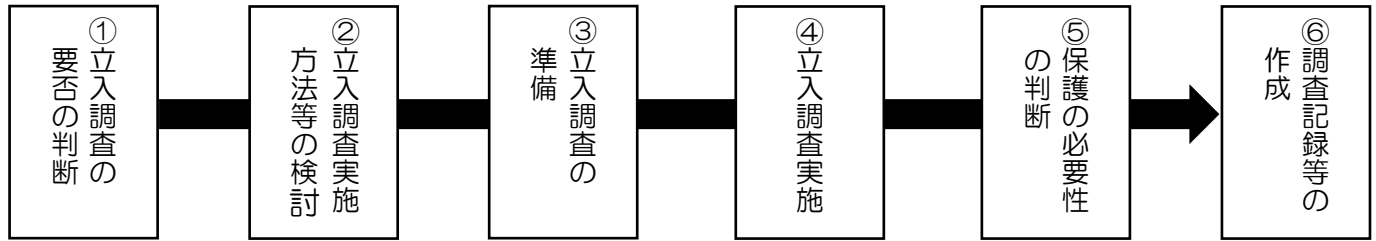
- 3 警察官は、前二項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。
- 4 警察官は、第一項又は第二項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない。



【参考】警察への援助依頼様式（例）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |               |                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">高齢者虐待事案に係る援助依頼書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>下野警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">下野市長 ○○○○ 印</p> <p style="text-align: center;">高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。</p> |               |                                                                                                                                                                                                                                      |
| 依頼事項                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 日 時           | 年 月 日 時 分 ～ 時 分                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 場 所           |                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 援助方法          | <input type="checkbox"/> 調査の立ち会い<br><input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他（                      ）                                                                                                             |
| 高齢者                                                                                                                                                                                                                                                                                                | (ふりがな)<br>氏 名 | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女                                                                                                                                                                                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 生年月日          | 年 月 日生（   歳）                                                                                                                                                                                                                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 住 所           | <input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ<br><input type="checkbox"/> その他（                      ）                                                                                                                                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 電 話           | -                      -                      番                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 職 業 等         |                                                                                                                                                                                                                                      |
| 養護者等                                                                                                                                                                                                                                                                                               | (ふりがな)<br>氏 名 | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女                                                                                                                                                                                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 生年月日          | 年 月 日生（   歳）                                                                                                                                                                                                                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 住 所           | <input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ<br><input type="checkbox"/> その他（                      ）                                                                                                                                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 電 話           | -                      -                      番                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 職 業 等         |                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 高齢者との<br>関 係  | <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫<br><input type="checkbox"/> その他の親族（                      ）<br><input type="checkbox"/> その他（                      ） |
| 虐待の<br>状況                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 行為類型          | <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待<br><input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 虐待の内容         |                                                                                                                                                                                                                                      |
| 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認めている理由                                                                                                                                                                                                                                                                     |               |                                                                                                                                                                                                                                      |
| 警察の援助を必要とする理由                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |                                                                                                                                                                                                                                      |
| 担当者・連絡先                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所属・役職         | 氏名                                                                                                                                                                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 電 話           | -                      -                      番 内線                                                                                                                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 携帯電話          | -                      -                      番                                                                                                                                                                                      |

## 立入調査の手順



### ① 立入調査の要否の判断

前述「立入調査の要否の判断」のとおり、立入調査の要否は、市職員が中心となり、関係者の情報や意見を参考に、組織的に判断することが必要です。

立入調査は、行政権限で実施されるものであるため、判断の根拠となった事実、判断するに至った会議の内容を記録として整理し、保管します。

### ② 立入調査実施方法の検討

立入調査実施の決定後、立入調査の際の様々な危険性を想定し、その解決方法などを検討したうえで、当日の役割分担については、余裕を持った体制をとることができるよう、綿密な計画を立てる必要があります。

また、立入調査の際は、高齢者本人の危険性や緊急性をその場で判断しなければならない場合や、養護者の都合上、長い時間が取れない場合がありますので、短い時間で虐待の事実の有無の判断を行うための情報を得ることができるよう、あらかじめ確認をする項目を選定しておきます。

例)

- 立入調査の実施日  
(緊急性の高さや高齢者・養護者の在宅状況を考慮し、検討します)
- 調査を実施する職員  
(高齢者の身体的な確認が必要であれば、調査を実施の際に医療職の同行を、養護者の不在時に住居の扉を開けることができないと考えられる場合は、鍵を持っている親族等の同行を求めます)
- 調査当日の役割
- 想定される危険性とその対応方法  
(保護の必要が想定される場合は、保護先との調整を事前に行います)
- 警察署長への援助協力の必要性  
(協力依頼書の送付と役割の確認)
- 立入調査の確認内容

### ③ 立入調査の準備

当日の立入調査実施の際に、必要な書類・物品等の準備をします。

例)

- 立入調査を実施する職員の身分証明書（参考 P38）
- 立入調査実施職員と役割分担、調査項目の決定

### ④ 立入調査実施

立入調査は、養護者に事前に知らせないで実施します。

なお、実施当日の養護者の在宅状況、居宅の施設状況によって、対応方法が変わりますので、協力者の同行、協力内容を十分に調整したうえで実施します。

ア 養護者や高齢者に対して、身分証を提示したうえで、立入調査を実施する旨を伝え、立入調査に協力が得られるように、次のような内容を丁寧に説明します。

例)

- 立入調査は法律に基づくものであること
- 立入調査を行う理由、目的、確認したい事項

イ 高齢者の状況が確認できる状況になったら、まず、高齢者の生命・身体の安全について次のような項目を確認します。

例)

- 高齢者の健康状態・身体状況（同行した医療職が中心となって確認）
- 居室内及び住環境の状況（衛生状況）
- 高齢者の表情・態度
- 養護者の態度

ウ 通報のあった虐待の内容について事実確認を行います。高齢者の意思等を確認するため、養護者とは別に面談するなどの配慮が必要です。

## ⑤ 保護の必要性の判断

立入調査実施中、高齢者の生命・身体に重大な危険が生じており、放置しておくとは重大な結果を招く恐れが予想される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合は、速やかに入院などの医療対応ややむを得ない事由による措置により、高齢者の分離保護を行います。

なお、高齢者本人、養護者が強い拒否を示していたとしても、高齢者の安全を最優先に考える必要があります。保護が必要でないと判断された場合であっても、高齢者・養護者との継続的な関わりや支援が必要な場合は、養護者に対する介護負担の軽減のための助言、高齢者への相談窓口の紹介など、養護者や高齢者への支援に繋がりやすいように関係を作っていくようにします。

## ⑥ 調査記録等の作成

立入調査後は、確認した事実を正確に記録する調査記録を作成します。

立入調査の際に、緊急の分離保護を実施した場合は、実施に関する判断した根拠についても記載します。

なお、関係書類については、分離保護の根拠となった同行した医療職による高齢者の身体状況の記録や、高齢者の通・入院後の医師の診断書などできるだけ入手し、調査記録とともに保存するようにします。

### 想定される危険性及び回避

- 立入調査を実施する際には、高齢者・養護者に関する情報を可能な限り収集し、実施の際の危険性とその対応方法について事前に検討し、立入調査実施職員や同行する協力者とともに対応方法を共有します。

例)

- 養護者・高齢者が立入調査の際に、居宅のドアを開けない
  - ⇒ 市職員がインターホンやドアをノックし、反応がない場合は一定の時間をおいて再度、インターホンやドアをノックする
  - ⇒ 同行した協力者（他親族等）に声を掛けてもらう
  - ⇒ 庭などに周り開いている窓がないか確認し、窓から声を掛ける
  - ⇒ 開いている窓から、他の親族に入室してもらう
  - ⇒ 警察から声を掛けてもらう
- 養護者から暴言・暴力の可能性がある
  - ⇒ 養護者の対応を行う際は、複数の職員で対応する
  - ⇒ 養護者自身に精神疾患がある場合は、精神保健福祉関係機関の職員に同行と対応を依頼する
  - ⇒ 養護者の対応を行う際は、警察官の同席を求める
  - ⇒ 養護者による暴力があった場合は、警察官の対応に切り替える
  - ⇒ 養護者支援は後日に改めて行うこととし、高齢者の身体の安全把握を優先する

○ 高齢者の身体の危険が切迫している

- ⇒ 同行した医療職が応急処置を行うとともに、消防署に救急搬送を依頼
- ⇒ 受診する医療機関を決めておき、市職員が同行し、医療機関を受診し、医師の指示を仰ぐ
- ⇒ 医療機関を受診する必要がないが、対応が必要な場合は、やむを得ない事由による措置による入所可能な施設と事前に調整をしておき、市職員が高齢者を連れて施設に移動する

(2) やむを得ない事由による措置について

高齢者虐待防止法（通報を受けた場合の措置）

第9条の2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条の第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判を請求するものとする。

ア 「やむを得ない事由による措置」とは

サービス利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などについて、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、適切に「やむを得ない事由による措置」の適用を行う必要があります。

高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）、第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託）の措置を講じることが規定されています。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対し、市長が職権により介護保険サービスを利用させることができるというものです。利用できるサービスは以下のとおりです。

- |                                    |                                       |                                    |
|------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 訪問介護・通所介護 | <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護  | <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム |
| <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護  | <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 |                                    |

老人福祉法に規定する「やむを得ない事由」に該当するかについては、老人福祉法施行令に規定されています（特別養護老人ホームを除く）。

① 65 歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由（※）により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

（※）政令に定める「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」して介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指します。

② 65 歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は 65 歳以上の者の養護者がその心身の状態にてらし、養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合

（※）介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令）により老人福祉法施行令を改正して規定。

高齢者虐待のケースでは、前頁アに該当するケースとして措置が行われることが中心であると考えられますが、イの規定を追加したことにより、老人福祉法に基づく措置は、要介護者又は要介護認定を受けうる者のみならず、例えば、高齢者虐待により一時的に心身の状態に悪化を来たしているものの、要介護認定を受けうるかどうか判断できない高齢者についても、保護・分離が必要となる場合には適用できることを明確にしました。なお、政令に委任していない特別養護老人ホームへの措置についても同趣旨であると解されます。

#### イ 「やむを得ない事由による措置」の適切な運用

以下の項目に配慮して適切に運用することが求められています。

① 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる場合など、当該高齢者の保護を図るため必要がある場合に措置を行います。

② 措置の際、虐待者の同意は必要とせず、措置先は虐待者に伝える必要はありません。

③ 本人の同意は事実上必要ですが、判断能力が不十分な場合は措置が可能です。

④ 本人が費用負担できない場合でも措置が可能です。

「やむを得ない事由」の典型例としては、次のことが想定されます。

- ① 高齢者本人が家族等の虐待または無視を受け、安全な生活が著しく困難な状況であると判断される場合
- ② 認知症やその他の疾病等の理由により、高齢者本人の意思決定能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない若しくは支援を受けられない場合

また、上記の状況による虐待が認められる状況につき、介護保険サービスを受けられない高齢者に対しては、以下のサービスが提供できます。

- ① 介護保険法に規定するサービス
- ② 特別養護老人ホームへの入所
- ③ その他必要な便宜を供与すること

※ 介護認定がされていない場合については、一旦の保護を優先し、その間に要介護認定を実施します。同時に成年後見制度等の手続きを行い、介護サービスの契約を行います。

#### ウ 「やむを得ない事由による措置」の手続き上の留意点

##### (ア) やむを得ない事由による措置の判断について

やむを得ない事由による措置を実施するかどうかは、調査等による高齢者自身の状況や養護者等へのアプローチにより総合的に判断する必要があります。実施判断については、所内会議等を通じた決定や、外部との連携も含めて客観的な判断をする必要があります。担当者個人の判断ではなく、組織として対応することが大切です。

また、特別養護老人ホームに係る入所判定については、介護認定審査会における要介護認定を基本とし、「入所判定委員会」に置き換えることができるとされています。やむを得ない事由による措置の実施判断から入所決定に至る場合は、経過について、できる限り詳細の記録を残しておきます。

##### (イ) やむを得ない事由による措置の考え方について

虐待事例において養護者との関係を考えれば、支援の方法について同意を得るようにアプローチすることがまず求められることから、やむを得ない事由による措置の実施については的確かつ慎重な判断が求められます。

##### (ウ) やむを得ない事由による措置の要綱について

やむを得ない事由による措置を必要と判断した場合、要綱等での定めがなくとも、老人福祉法を直接根拠に措置は可能ですが、適正かつ迅速に実施するためには、あらかじめ要綱等で根拠を定めておく必要があります。

## エ やむを得ない事由による措置の実施主体について

老人福祉法第 5 条の 4 の規定により、65 歳以上の者（65 歳未満の者が必要があると認められる者を含む）又は、その養護者に対する福祉の措置は、居住地の市町村が行うものとされており、A 市に居住しているが、住民票は A 市にない場合においても、住民票の有無に関係なく、A 市がやむを得ない事由による措置を行うこととなります。

その後、A 市が転入届を受け、又は職権により本人の住民票を作成し、要介護認定を行い、契約による介護保険サービスの利用へと切り替えることとなります。

| 居住地                                                                   |                        | 実施者          |
|-----------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------|
| 居住地のある高齢者                                                             |                        | 居住地を管轄する市町村  |
| 居住地がない又は居住地が不明な高齢者                                                    |                        | 現在地を管轄する市町村  |
| 老人福祉法第 11 条による措置により養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所している高齢者                        | 入所前に居住地のある高齢者          | 入所前の居住地の市町村  |
|                                                                       | 入所前に居住地がない又は居住地が不明な高齢者 | 入所前の居住地の市町村  |
| 上記施設を除く社会福祉施設又は病院等に入院していた高齢者で、入所前に居住地がない又は居住地が不明な高齢者若しくは入所後に帰来先がない高齢者 |                        | 当該施設の所在地の市町村 |

## オ やむを得ない事由による措置の費用負担について

やむを得ない事由による措置の費用は、市の要綱等により、老人福祉法による措置に関する取り決めがありますので、それらを確認したうえで対応します。

| 状 況                     |        | 支払い対象                               |
|-------------------------|--------|-------------------------------------|
| 要介護認定が間に合わず介護保険を利用した場合  |        | 市町村全額（介護保険法に移行する間）                  |
| 介護保険を利用した場合             |        | 介護保険 7～9 割＋市町村<br>（利用者には負担能力に応じて徴収） |
| 生活保護世帯の場合               | 介護保険利用 | 介護保険 9 割＋市町村                        |
|                         | 介護保険外  | 市町村全額                               |
| 要介護認定について、介護保険の対象外だった場合 |        | 市町村全額<br>※やむ措置に該当しないため措置            |

利用者負担相当分を、高額介護サービス費の適用、本人の負担能力を考慮したうえで、本人に請求します。



(ア) 介護保険を利用できる場合

|                   |                       |              |
|-------------------|-----------------------|--------------|
| 一般的なやむを得ない事由による措置 | 本人負担                  | 保険給付         |
|                   | 1～3割                  | 7～9割         |
| 高額介護サービス費の適用がある場合 | 本人負担 + 措置費 = 1～3割     |              |
|                   | 高額介護サービス費<br>適用後本人負担分 | 保険給付<br>7～9割 |
| 生活保護相当の場合         | ※本人負担なし               |              |
|                   | 措置費                   | 保険給付         |
|                   | 1割                    | 9割           |

※ 介護保険を利用できない場合は、介護保険相当額の7割を措置費として考えます。

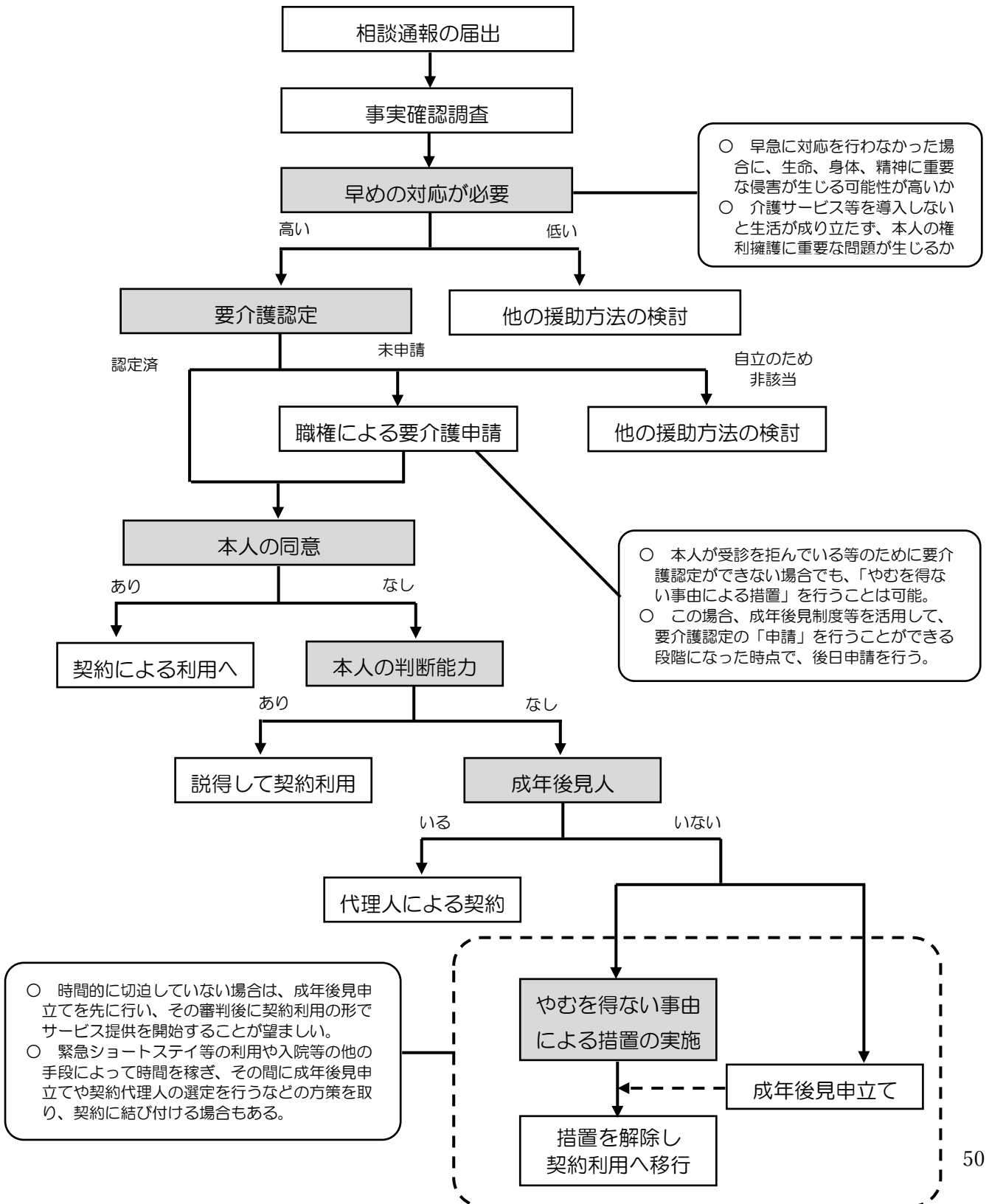
(イ) 介護保険を利用できない場合

|                   |                       |             |
|-------------------|-----------------------|-------------|
| 一般的なやむを得ない事由による措置 | 本人負担                  | 措置費         |
|                   | 1～3割                  | 7～9割        |
| 高額介護サービス費の適用がある場合 | 本人負担 + 措置費 = 1～3割     |             |
|                   | 高額介護サービス費<br>適用後本人負担分 | 措置費<br>7～9割 |
| 生活保護相当の場合         | ※本人負担なし               |             |
|                   | 全額措置費                 |             |

「やむを得ない事由による措置」活用の検討フロー

やむを得ない事由による措置は、高齢者虐待防止法の第9条第2項により、「養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者」を対象としており、次のようなフローでその必要性を検討します。

ただし、高齢者の生命又は身体の安全を第一に考えますので、高齢者の判断能力等について、柔軟な対応が必要な場合もあります。



### (3) 面会制限について

#### 面会制限の概要

この制限は虐待を受け、保護措置を受けた高齢者の安全を図るため、認められる権限です。

#### 面会制限を実施するうえでのポイント

- 特別養護老人ホームの措置及び養護委託を受けた高齢者を、市町村長又は特別養護老人ホーム・養護老人ホームの施設長が虐待を行った養護者の面会を制限できる。
- 契約による入所及び他のサービスによる分離保護は、虐待防止法において面会制限の規定がないため、面会制限の必要がある場合は、市町村は保護の一環として、施設長及び施設管理権に基づき、面会を制限する。
- 面会制限を有効に活用するために、市町村と施設長、管理者等の連携が不可欠。
- 措置解除後も、面会制限が必要な場合は、施設だけに任せず、市町村の支援が必要。

#### 面会制限実施の法的根拠

高齢者虐待防止法第 13 条では、特別養護老人ホームへの入所措置がとられた場合においては、市町村又は養介護施設の長は虐待を行った養護者について面会を制限できると定めています。

#### 高齢者虐待防止法（面会の制限）

第 13 条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

## 老人福祉法（老人ホームへの入所等）

第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定める者に限る。）により居宅において養護を受けることが困難な者を当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
- 二 65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときはそのものを当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は、当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
- 三 65歳以上の者であって、養護者がいないか、または養護者があってもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預かって養護することを希望する者であって、市町村長が適当と認める者を言う。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。

- このため、やむを得ない事由による措置で認められた他のサービスで分離保護を行う場合（短期入所生活介護、小規模多機能型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護）は、高齢者虐待防止法には面会制限は定められていません。
- しかし、養護者と面会することによって生命・身体の安全や権利が脅かされている恐れがある場合は、市町村が措置に付随することとして養護者に対して面会できる状況ではないことを伝え、養護者を説得するなど、面会を制限する方法があります。
- また、施設長・管理者が、施設内の高齢者の安全を守るという施設管理権の一環として、面会制限を求める場合もあります。
- なお、養護者以外の者であっても、養護者と協力関係にある者から面会希望があった際も、状況により養護者に準ずる対応をとる場合もあります。

## 面会制限実施の判断

- 基本的には、面会制限の実施は、コアメンバー会議やケース会議などで検討し、市町村が、実施の判断をします。
- 特に、やむを得ない事由による措置を行った場合は、面会制限の実施を視野に入れて、必要が考えられる場合は、施設・事業所に措置を依頼する際に、面会制限をすることもあつてを伝え、協力を依頼します。
- 面会制限を実施する具体的な事例は、次のような内容を検討し、総合的に判断します。

例)

- 養護者と面会することで高齢者の生命・身体に危害が及ぶ恐れがある。
- 養護者の現在の状況が分からず、養護者の面談等により状況の確認が終了するまでの期間を面会制限する。
- 高齢者が養護者との面会を希望していない。
- 養護者が施設・事業所の他の利用者や職員に対して危害を加える恐れがある。 等
- 面会制限の実施を判断する際は、判断に至った経緯を記録しておきます。
- また、面会制限が必要と判断された場合、面会制限実施期間や養護者から面会希望があつた際の窓口対応や対応方法も検討します。
- 面会制限は、高齢者や養護者にとって必ずしも、有効な面ばかりではありません。そのため、一定の期間の経過後、面会制限を継続するかどうかについて、再度検討する必要があります。
- 養護者が突然、措置先である特別養護老人ホームに直接面会に来た場合等は、施設長の権限で面会制限することも可能です。

## 面会・面会制限する手順

### ① 養護者への告知

やむを得ない事由による措置の決定がされた場合、次のような内容を養護者に対して告知します。

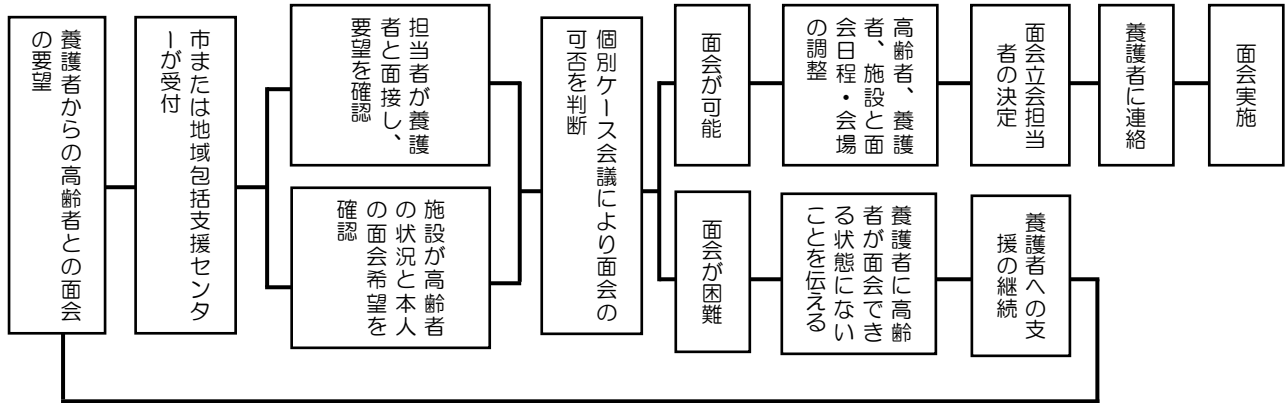
例)

- 措置入所の実施の事実
- 不服申し立て権について
- 高齢者への面会方法及び面会制限に関する注意
- 市町村の担当者名、連絡先

## ② 基本的な面会手続き

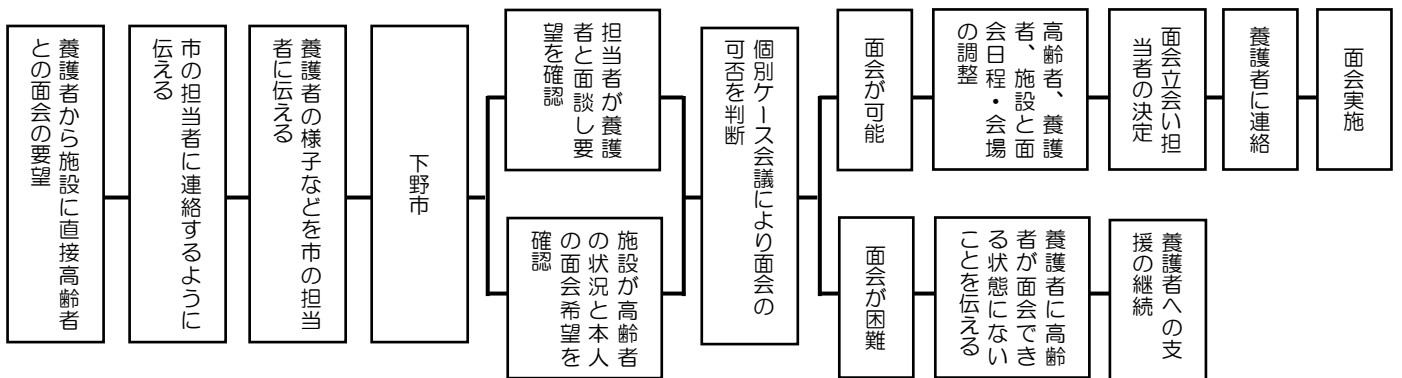
基本的には、面会希望があった場合は、養護者の状況、高齢者の状況をもとに、ケース会議において、面会が可能かどうか判断し、市町村が面会の可否について決定します。

### ア 養護者から市・地域包括支援センターに面会の要望があった場合



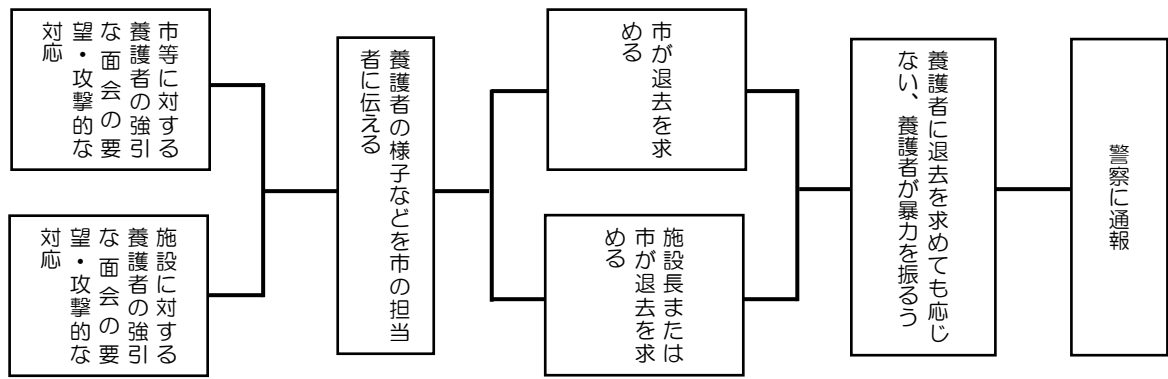
高齢者、養護者、施設と面会の日程や面会を行う会場について、詳細に調整をします。特に、措置を行っている施設内での面会を行うことで困難が予想される場合、市役所等での面会を行うなど、他の場所で面会をすることを検討するなどの必要があります。

### イ 養護者が直接、施設に連絡をした場合



高齢者虐待防止法では、施設長には、面会を制限することができることとされています。しかし、事前に対応を市と協議しておき、養護者から、直接施設に連絡があった場合は、施設が養護者と対応するのではなく、養護者に対して市の担当者に連絡し、判断を仰ぐように促します。これは、高齢者の面会の判断は、措置を行った市が責任を負うと判断されるためです。

## ウ 市や地域包括支援センター、施設に強引な面会要求があった場合



市の担当者や施設に直接、養護者から強引な面会の要望や、攻撃的な対応があった場合は、市の担当課の管理者に情報を集約し、施設長や市が退去を求めます。

退去を求めても養護者が応じなかったり、養護者が暴力を振るったりする場合は、警察に通報し、対応を求めます。

### 面会制限実施中の養護者支援

- ・ 高齢者虐待防止法第 14 条では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談等を行うこととされています。
- ・ このため、コアメンバー会議やケース会議において、高齢者と養護者の支援を行う担当機関を分けるなどして、養護者の支援を行うようにします。
- ・ 面会制限により高齢者と養護者の関係が終了してしまうことではなく、関係を改善するため、養護者への支援を継続する必要があります。

### 高齢者虐待防止法（養護者の支援）

第 14 条 市町村は、第 6 条に規定するもののほか、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

~Memo~

A large rectangular area with a solid border, containing 20 horizontal dashed lines for writing.